

中小企業等に対する支援制度

下川町中小企業振興基本条例

下 川 町

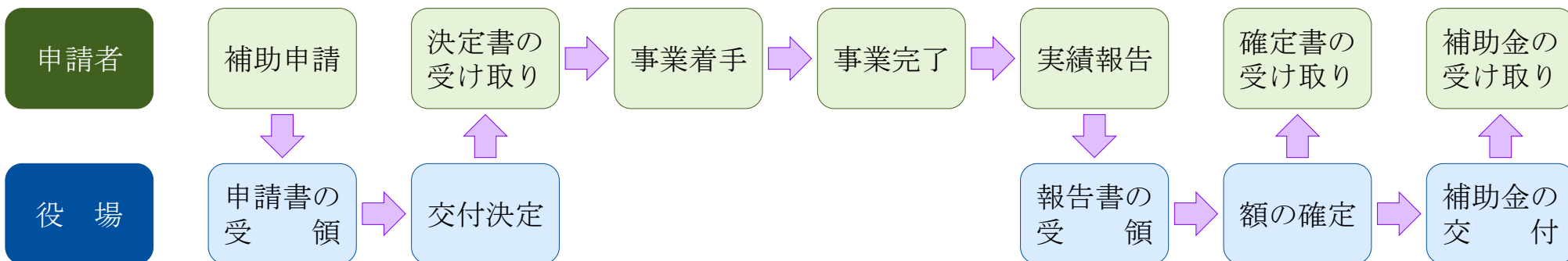
支援制度の概要

中小企業支援制度は、地域の産業と社会の発展に寄与することを目的に、中小企業等の経営基盤の強化や経営の革新、商店街の活性化、起業などの取り組みを支援する制度です。

制度のご利用にあたっては、法律や条例、規則等のルールを守らなければ該当になりませんので、ご注意ください。

制度の内容や手続きなど、不明な点などございましたら、ご遠慮なくご相談ください。

手続きと流れ



※これは、一般的な手続きと補助金を受け取るまでの流れです。
変更や中止をする場合は、ほかの手続きが必要になります。

用語の意味

中小企業者

- ①製造業、建設業、運輸業の場合(②～④を除く)
資本金3億円以下または従業員300人以下の会社、個人
- ②卸売業の場合
資本金1億円以下または従業員100人以下の会社、個人
- ③サービス業の場合
資本金5千万円以下または従業員100人以下の会社、個人
- ④小売業の場合
資本金5千万円以下または従業員50人以下の会社、個人

中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

中小企業任意団体

複数の中小企業者で構成する任意団体

商店街・商店街連合会

商店街で構成する団体、商店街団体で構成する連合会

起業家

起業しようとする個人、団体、起業後の中小企業者

事業承継予定者

前経営者から事業を承継しようとする個人、会社

新商品・新サービス

中小企業者等が市場に提供していない商品またはサービス

新分野進出

日本標準産業分類の大分類を超える業種への進出（農業、林業、建設業、卸売小売業等）

空き店舗

小売業、サービス業で使われていた施設

施設整備

小売業、サービス業で使われている施設、または商品やサービスを提供する施設の改修

店舗等解体

店舗、事務所、付帯する倉庫等の解体

事業承継

経営者から後継者への事業の引き継ぎ(役員交代を除く)

起業

審査を経て、下川町で新たに起こされる事業

コミュニティビジネス

下川町で新たに起こされる小規模な事業



経営基盤強化及び経営革新事業

区分	対象者	対象事業	対象経費	補助率	限度額	具体例
新商品・新サービス	①中小企業者 ②中小企業団体 ③中小企業任意団体	新商品・新サービスの研究開発	旅費、賃金、原材料費、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料、謝礼	2分の1以内	50万円	ITによる受注、宅配、決済の研究
		新商品・新サービス提供のための設備導入	工事請負費、備品購入費、委託料	3分の1以内	1,000万円	ITによる受注、宅配、決済の導入
特産品の販路開拓・高付加価値化・生産拡大	①中小企業者 ②中小企業団体 ③中小企業任意団体	町外で行う商談会、展示会、イベントの開催・出展、商品への専門家からの助言・指導・改良	旅費、賃金、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料、謝礼	2分の1以内	50万円	家具、什器の展示・商談会への出展
新分野進出	①中小企業者 ②中小企業団体 ③中小企業任意団体	新分野進出に伴う調査、研究	旅費、賃金、原材料費、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料、謝礼	2分の1以内	50万円	小売業から製造業への進出
		設備導入等(日本標準産業分類の大分類を超える業種に進出する場合をいう)	工事請負費、備品購入費、委託料	3分の1以内	1,000万円	製造機器の導入、施設整備
法令に基づく設備導入、改修	①中小企業者 ②中小企業団体	法令の制定、改正により義務化された設備の導入、施設の改修	工事請負費、備品購入費、委託料	3分の1以内	300万円	消防法の改正に伴う地下タンクの改修



人材育成事業

区分	対象者	対象事業	対象経費	補助率	限度額	具体例
人材育成	①中小企業者 ②中小企業団体	企業、研究機関、大学等で実施する研修並びに中小企業振興のための研修会の開催	旅費、手数料、消耗品費	2分の1以内	50万円	中小企業大学校での研修



商店街活性化事業

区分	対象者	対象事業	対象経費	補助率	限度額	具体例
空き店舗活用	①中小企業者 ②中小企業団体 ③中小企業任意団体	空き店舗を改修、または解体・新築し、事業を実施	旅費、賃金、原材料費、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料、謝礼、備品購入費、工事請負費	3分の1以内	400万円	古い店舗を解体し、跡地に店舗を新築
イベント開催	①中小企業者 ②中小企業団体 ③中小企業任意団体	町内でのイベントの開催	旅費、消耗品費、印刷製本費、手数料、使用料、謝礼	3分の1以内	10万円	商店街によるワンコインバルの開催
店舗等解体	①中小企業者 ②中小企業団体 ③中小企業任意団体	店舗、事務所、附帯する倉庫、物置等の解体撤去	委託料、使用料、工事請負費	2分の1以内	50万円	事務所、倉庫、車庫の解体撤去
施設整備	①中小企業者 ②中小企業団体	店舗、事務所等に伴う建物の新設及び改修	原材料費、委託料、外注加工費、使用料及び賃借料、改修費	3分の1以内	100万円	店舗改修

☆ 事業承継事業

区分	対象者	対象事業	対象経費	補助率	限度額	具体例
事業承継	①事業承継予定者	技術取得、研修、販路開拓	旅費、賃金、原材料費、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料	2分の1以内	50万円	
		建物改修、機械修繕・購入	備品購入費、工事請負費	3分の1以内	250万円	
企業評価	①中小企業者 ②中小企業団体	会社の評価を定量的に表す評価	手数料	3分の1以内	100万円	

START 起業化促進事業

区分	対象者	対象事業	対象経費	補助率	限度額	具体例
起業化促進	①起業家	起業化計画に基づく技術の習得、研修、販路開拓	旅費、原材料費、謝礼、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料	2分の1以内	50万円	
		起業化計画に基づく設備導入、施設改修等	工事請負費、備品購入費、委託料	3分の1以内	250万円	
コミュニティビジネス	①起業家	起業化計画に基づく事業	旅費、原材料費、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料、謝礼、備品購入費	2分の1以内	50万円	
起業家奨励	①町の支援を受けず起業した3年未満の起業家	経営基盤強化	旅費、賃金、原材料費、委託料、消耗品費、印刷製本費、使用料、謝礼、備品購入費、工事請負費	2分の1以内	20万円 1回限り	

お問い合わせ先

下川町森林商工振興課

〒098-1206

北海道上川郡下川町幸町63番地

TEL:01655-4-2511 FAX:01655-4-2517

MAIL:syoukou@town.shimokawa.hokkaido.jp

URL:<https://www.town.shimokawa.Hokkaido.jp/>